

ルソーの社會契約説について

恒 藤 武 一

國家の成立その構造等國家に關する本質的問題をば、國家構成員の締結する基本的契約を前提として説明する政治理論、すなわち國家契約説が、中世末期より次第に形成され來つた民族國家の專制君主政治¹⁾・絶對王政に反抗するための理論であつたことは疑ない事實である。この國家契約説は、その内容と思想史上の位置から見て君民統治契約説又は暴君放伐論と社會契約説の二つに分たれる。前者は十六世紀を中心に唱へられ、專制君主に反抗した點は共通しているが、その根底には、カトリック、プロテstant²⁾、封建貴族、主としてかゝる三者の利害が存し、この意味で未だ前近代的政治理論であることは明らかである。^{註1)}しかるにグロチウス、スピノザ、ブーフエンドルフ、(ホップス)、ロツク、さらに今問題にせんとするルソー等が主として展開した社會契約説は、まさに政治權力を把握せんとしつゝあつた、もしくは既に把握したブルジョワジーの政治理論を代表するものであつた。^{註2)}かくして、君民統治契約説と社會契約説とはその存在基盤を異にしてゐる點で區別され得る。

絶對王政の下に既に商業都市を中心に發展し來つた資本主義經濟機構は、絶對王政による封建領主の無力化による中央集權的政治機構の成立と共に、各民族國家の全領域にまでその作用領域を擴張する可能性を與へられ

た。この可能性を現實化し、資本主義的經濟機構を完成するために、いかなることがらが法律・政治制度の面において要求されたかと云ふ點について、社會契約説を理解するのに必要な程度において略述して見よう。資本主義的經濟機構が成立するためには、(1)生産手段に對する所有權が確立し(2)かかる生産手段を利用して生産された商品の自由なる取引を可能ならしめる前提としての、契約自由の原則の上に立つ契約法秩序の形成されることが第一に必要である。しかし上記二條件が満たされても——事實都市においては主として商人間の法としての市民法は妥當していたと考へられるが——せいぜいそれ丈では生産構造から見ればマダフ・ア・クチュアの段階を可能ならしめるに過ぎない。次の段階すなわち近代的產業資本による資本主義的生産を可能ならしめるためには、(1)市民法秩序の妥當領域の擴大＝民族國家の法秩序としての市民法の成立、(2)かくして產業資本を中心に成立する資本主義的經濟機構の自然法的經濟法則に從ふ圓滑なる運行に對する保障の二が要求せられる。(1)については市民法秩序が地域的には民族國家全體に及ぶと云ふ丈でなく、封建的束ばくの下にあつた農奴及びギルドの工人が完全に形式的には自由なる法的人格者として市民法の世界に表れることを含むことに注意せねばならぬ。もち論このことは、勞働力を商品に轉化し、もつて資本の再生産運動を可能ならしめるためになされるのであるが。以上の意味で國家法として市民法が成立するためには、絕對君主が封建的諸制度を維持せんとする限り、これを打倒する必要があつた。次に(2)に述べたごとく、資本主義經濟機構はその經濟的自由主義に基く自立性を要求する。その自立性——自然秩序に從ふ合目的々運行と云ふ見せかけのものではあるが——を確保するためには、市民法を支へる國家權力の中立性乃至はその經濟政策の資本主義的方向付けが必要であり、従つてブルジョワジーが國家權力を把握する必要が生ずる。しかしその支配は封建的支配ではあり得ない。ゆえに法による支配を必要とする。およそ上記に略述したごとき經濟の面よりする要求を政治理論として構成するのが社會契約説の任務であつ

たと云へよう。ルソーの政治論も決して社會契約説のかゝる基本的性格をはずしたものではなかつたが、しかし彼の理論にはロックのごとき代表的市民的思想家に比べると多くの特色が含まれている。こゝに本稿の興味が向けられるのである。

註(1) 國家契約説、特に統治契約説と社會契約説の差異については今中次麿博士「政治統制論」五五九頁以下参照。今中博士によつてその差違を次に略述する。

(一)兩者の科學方法論的立場の相違——前者はスコラ主義に立ち後者は合理主義の上に立つ、(二)國家契約説における相違——前者はすべての權力は神から來り、これが人民に授けられ、さらに統治者たる君主に委任されたと説く、後者は生れ乍らに自由權を有するとする、(三)人民の反抗權についての相違、(四)理想とする政體の相違——前者は君主政體を前提、後者はしからず。

註(2) 契約説の發展については原田鋼博士「近代政治思想史」(上巻)第一—三章参照。

註(3) 社會契約説と資本主義經濟機構との關係に對する基本的考察について、山中康雄教授「社會契約説についての一考察」「法政研究」第十七卷参照。

II

ルソーが果して個人主義的思想家であつたか、それとも全く反對に集團主義的思想の持主であつたか、この問題こそ從來ルソーの政治思想を研究するものを把へたもつとも興味ある課題であつた。なぜかゝる問題が生ずるかは、ルソーの政治に關する主要著作を一讀すればすぐ判ることであるが、彼の初期の著作である「不平等起源論」(一七五五年)が、明らかに個人主義的立場に立ち、しかも革命的精神に溢れているのに對し、それから七年後に現れた彼の政治に關する理論的體系と見られ得る「民約論」が、後に詳述するごとく集團主義的乃至は國家主

義・絶對主義的思想を根柢にひそめているとも解釋される多くの立論を含んでゐるからである。「不平等起源論」についてはその個人主義的思想によつていることは明白であり、論争の餘地はなかつたのであるから、要するに、問題は「民約論」の、なかんすく、その核心をなす社會契約說をいかに理解するかにかゝつてゐる。従つて上記課題に答へるために、「民約論」のみを獨立に取扱ふことも可能である。しかしルソーの「民約論」における社會契約說がいかにして形成されたかを検討することによつて一層彼の政治思想に對する理解を深めることが出來よう。この意味で、先ず「a」「不平等起源論」において、次に「b」「政治經濟學」及び「民約論草稿」において、いかなる政治論が述べられてゐるかを、社會契約說との關係において見ることにする。

「a」「不平等起源論」はその標題が示すごとく、ディイジョンのアカデミーが提出した「人々の間に於ける不平等の起源如何、而してそは自然法により是認さるゝや否や？」と云ふ懸賞課題に答へた論文であつた。従つて、この論文は國家に關する問題を中心に扱つていないので當然である。しかし、必然的に國家の問題にも觸れざるを得なかつた事情を次に述べよう。人間の不平等を自然的・物的不平等と道徳的・あるいは政治的不平等の二つに分ち、正當にも、先ず問題を後者に限定して、ルソーは思索を進める。かくて、「暴力に繼いで權利が起り、かくて自然が法に服せしめられた時期を事物の進歩の中に印づけること、それから、如何なる奇蹟の連鎖によつて強者が弱者に奉仕し・人民が現實の福祉を賭して觀念上の休息を購ふといふやうなことになつたか、それを説明すること。」(邦譯四二^註頁)が主要な問題であるとされる。ここでルソーが權利と呼んでゐるのは主として所有權についてであるから、従つて次のとく云ふことが出來よう。すなはち事實上の所有が、法律上の所有權に轉化する時期、また何故に、またいかなる手段によつてかゝる轉化が可能であつたか？これこそルソーの取組んだ主要問題であると。ここでルソーが議論をさらに進めるに先立つて「われ／＼がこの主題」に關していかなる研究

に這入り込まうとそれは歴史的眞理ではなくてただ臆説的且條件的な推理だと思はなければならない、その方が事物の自然を解明するためには、その眞の起源を示すよりも一層適切である。」（邦譯四三頁）と述べていることに注目せねばならぬ。かかるルソーの演繹的・合理主義的方法は、程度の差はあれ彼の理論的著作を少くとも政治論文に關する限り常に貫しているのである。もち論、ルソーは彼の理論を實證せんとして、多くの史實を引き合いに出してをり、この點矛盾もしまだ逃口上のごとくも感ぜられるが、十八世紀當時の諸科學の發達狀況を考へるなら、ルソーのとつた態度は賢明であつたと云われよう。

さてルソーは上述のごとき主要問題に對し第二部後半において解答を與へている。まず事實上の所有の所有權への轉化の時期については、法と社會との起源を抽象的・推定的にのべてゐる丈で明言はしていないのであるが、しかし、社會の起源を説明した後、「民法（droit civil）」がかくして市民に共通の規則となり、自然法はもはや諸々の社會の間にしか行はれなかつた……」（邦譯一一六頁）と述べてゐること、また封建的所有權については一言も區別して敍述していないことからして、ルソーは市民社會の成立と共に所有權も發生したと考へていたと言ふことが出來よう。すなわちルソーは當時形成されつゝあつた市民社會を典型として所有權を考へていたのである。かくして市民法を支へる權力としての市民的國家に自らルソーの考察は向つた。しかも國家の考察に關しては、彼の議論は一種の混亂を示す。これ迄假說としてではあれ、現に人間に存する社會的不平等についての説明をなして來たにもかゝはらず、彼の國家論は現實の國家に對する説明よりも、理想の政府、かくあるべき國家の姿を描くことに重點が置かれている。しかしこの事實は「不平等起源論」の價値を減するものでなく、かへつてわれわれは、そこにルソーの社會改革への熱情、後に「民約論」において體系的に述べられた國家觀のほう芽を見るのである。

ルソーは政治的社會の起源を、富者 (le riche) が自己の所有を守るために、弱者 (le faible) の自由を求める心を利用して、結社 (l'association) の保護・防衛と名の下に社會を作ったのだ、と認めた。かくして政治的社會（國家）の起源を、強者の征服とか弱者の聯合に求める説を反駁し、絶對君主 (un maître absolu) の否定に移り、かくて、「人民達が自分を奴隸とするためにではなく、その自由を防衛するために首長を戴いたところ」とは異論の無くところであり、そしてそれは一切の政治法 (le droit politique) の根本格率である。（邦譯一一一頁）と人民の自由こそ一切の國家の基礎であり目的であることを強調した。かくして「不平等起源論」におけるルソーの國家論は次のとおり結論に到達する。

「一切の政府の基本的契約 (pacte fundamental) の性質に關しあは爲すべく探究は残つてゐるが今日それには深入りしなじや、わたくしはただ、一般の意見に従ひ、しかも、政治體 (Corps politique) の設立をば人民とその自ら選んだ首長 (les chefs) との間の一の眞の契約 (Contrat) なりと考へねだむに止める。それに於いてその兩當事者がそこで取り繕はれる——そして彼等の結合の紐帶となる——法律を遵奉すべく強制されるところの契約である。」（邦譯一二七頁）

右の引用によりて、「不平等起源論」において既に國家契約説の立場を取りてゐる事が認められる。なほまた、基本的契約が「民約論」の社會契約とは異つて、政治體の首長と人民との間に結ばれるものとしてゐる點未だ統治契約説的思考の殘存してゐることも認められる。しかしルソーにあつては、既述のとく絶對的支配者は排斥されており、かつ上記によりて知られるごとく政治體の首長は人民が自ら選んだものであるべきし、ならばに「法の優位」と云ふ觀念が明白に表明されてゐる點で區別される。この觀念はもち論ルソーの獨創ではなく、既に當時の英國において有力となつてゐた考へ方であつたが、しかしルソーが人民の定立した法の普遍的支

配と云ふ近代政治をそれたらしむる本質的觀念を「不平等起源論」執筆當時から強く抱いていたことは注意るべきであり、後に「民約論」を理解する上でも大いに役立つであろう。さらにルソーは基本的契約を説明した直後に次のとく述べる。

「人民は社會關係の點から、そのすべての意志を唯一つに統合したので、夫々この意志を説明するところの凡ての條文が一々基本的な法律となり、それらは社會の構成員を例外なく拘束し、そしてその中の一つは餘他法律の執行を監視するの責に任ずる長官（magistrate）の選擇と權力とを規定している。」（邦譯一二八頁）こゝでルソーが長官と呼んでいる者に君主も含まれることは、少しく後に政府の諸形態を説明しているところで「一人が權力に於て・富に於て・或いは名望に於て優れてをれば、その人が獨り長官に選ばれた、そして國家は君主制になつた。」と述べている以上全く明らかである。かく見えてくると「民約論」における社會契約と「不平等起源論」における基本的契約との間には契約當事者が異なると云ふ點を除いて實質的には殆んど差が認められない。ルソー自身が懺悔錄において兩著作が一貫した思想に立つものであるとのべてゐるのは尤もなことである。

以上「不平等起源論」におけるルソーの國家思想を簡単に検討したのであるが、こゝで彼の自然狀態及び自然法に對する考へ方に觸れておきたい。ルソー以前のグロチウス、ホッブス、ロックのごとき政治思想家がすべて自然狀態とそれを支配する自然法とを考察したことは周知のことである。一定の自然狀態を想定し、これを前提として社會狀態（實は政治的社會＝國家）を導き出し、國家における人民の權利を自然法によつて説明するのが彼等の常であつた。ルソーも同様にかかる問題を扱つてはいるが、それはむしろホッブスやロックに反ばくするためになされたものと解せられる。不平等起源論においては、さらに既述のことき縣賞課題からして必然的に自然狀態・自然法の問題を扱はざるを得なかつたが、その自然法に對する態度は著しく懷疑的であつた。たゞへば

「不平等起源論」の序文の中で「人は公益上人間が相互に同意することが好都合であるといふやうな規則」の集合に自然法の名を與へるが、これは便宜的説明であり非常に安價なやり方であると痛烈に從來の自然法論を攻撃してゐる。要するにルソーは、その政治思想に關する限り最初から極めて合理主義的・實證的であつたと云ふことが出來よう。

〔註〕ルソーの「政治經濟學」は、アンシクロペディー(ディドロその他の編集した百科全書)の第五卷(一七五五年刊)の中の一項目として最初に現れた論文である。「不平等起源論」と出版された年は同じであるが内容から見て明らかに後に書かれたものと考へ得る。それでわれわれは既に「不平等起源論」において「民約論」における社會契約説の基礎となる基本的契約についての思考が現われてゐるのを見たが、「政治經濟學」においてもいに民約論を特色付ける「一般意志」と云う概念を第一に多くの「民約論」を構成する基礎的觀念が現れてくるのを見るであらう。標題の性質上ルソーの主要關心はもち論國家の財政に關する問題にあるがこれを論ずる前提の中に上記のむとき政治思想を展開してゐる。

ルソーはまず一般的・あるいは政治的經濟と家政的經濟あるいは個人經濟(*économie domestique ou particulière*)の概念を、従つて國家と家族の概念を區別すべきことから出發した。もち論ルソーは兩者を混同する見解を排斥した。ついで彼が政府と呼ぶ公共經濟と、最高の權威である主權とを、前者が執行權のみを持ち、後者が立法權を持つ點で區別すべきことを説く。政治的社會の構成についてルソーはこれを有機體と類比して、主權を頭に、法と慣習を腦に、裁判官と行政官を内蔵になぞらへて説明した後、政治的社會はそれ故に一つの意思を持つ精神的存在(*être morale*)であると規定するが、この意思がまさに一般意思に外ならぬ。

「この一般意志は、常に全體及び各部分の保持と幸福(bien-être)に向ひ、法の源であるのだが、それは國家

の全成員にとって、彼に關し、また國家に關して、正義と不正の規準である。」

ついで特殊意思と一般意志との關係を論じ、一般意志を公共經濟と政府の基本的規則の第一原理となしたルソーはさらに考察を進める。合法のあるべき民主的 (populaire) 政府の第一にして最も重要な格率はすべてについて一般意志に従ふことであるが、そのためには一般意志と特殊意志を區別せねばならない。がこのことは最高の徳を以つて初めて初めてなし得る。と述べルソーはこの問題を打ち切る。しかし今一つ困難な問題が生ずる。それは政治的自由と政府の權威とを同時に保證する困難である。この問題に對する彼の解答は重要であるから次に引用しよう。

「彼等相互の必要によつて大きな社會 (grande société) に結合した人々を、市民社會 (Sociétés civiles) によつてさらに緊密に結びつけるように人間を導いた動機を探求して見よ、それは、全體の保護によつて各成員の財産、生命、自由を保證せんとする動機に外ならないことを見出すであろう。わざいかにして人々をして、他人の自由を傷つけることなしに彼等の中の一人の自由を守るように強制し得るか？　またいかにして、公共の必要を、その必要に寄與するよう強制される人々の個人としての所有權を變することなしに満たすことが出来るか？　いかなる詭辨をもつてすべてそれらのことを尤もらしく言ふことが出來ても、もし人が私の意志を強制し得るとしたら、私も早自由でなく、また誰か他人が私の財産に觸れ得るとしたら、私も早財產の主人でないことは確實である。この越え難く思はれる困難は、最初のそれと共に、人間のすべての制度の中で最高のもの、あるいはむしろ、人間に神 (Divinité) の不動のおきてを地上において模倣するよう教へる天上の聲 (inspiration céleste) によって取り除かれた。……この奇蹟的なること、(それこそ) 法 (Loi) の作用である。人々は法のみによる正義と自由を得る。人間の間の自然的平等を法律 (droit) の中に再び確立するのは總意のこの有

省な組織 (organe salvatoire) やある。……」

以上の引用どもハルソーが「法の支配」とかの法を定立する権利すなはち立法権が人民に屬すべきことを重視したかが知られるやうである。「民約論」とおなじ人民主權論としての社會契約說の實質的内容はほんの段階で作られたと云ひも差支へぬや狀。

次に「民約論」の草稿について簡単に述べるならば、社會契約說に關する限りほとんどの公刊された「民約論」とおなじそれと變りはない。従つてこゝでは詳説せず直ちに「民約論」く考察を進めるに至る。ただ、草稿と「民約論」との相違については前者があくまで理論を理論として抽象的と一貫して述べてゐるに對し、「民約論」は當爲としての理論と事實との間の混同が甚しうといふ批評があるが、ならびに草稿第一編第二章「人類の一般社會について」はデイドロの「自然法」と似た論稿にて（ルソーの「政治經濟學」と同じく、アンシクロペディーの第五卷に執筆したもの）反対として自然法の概念を否定してゐるが、これらの點に興味が存するなどを加えておく。^{註1)} たゞデイドロの上記論文から、ルソーは「一般意志」なる概念を構成する機縁を與くられたものと推定されることは重要な事實である。^{註2)}

(註1) 「民約論」をせ、集團主義的國家主義的思想なりとする代表的論者は Paul Janet, Histoire de la Science Politique dans ses Rapport avec la Morale. (政治學史) 第二卷四二七頁・四三九一三〇頁 C. E. Vaughan, The political Writings of Jean Jacques Rousseau. 第一卷の Introduction せかへる見解どもハ「一貫して解説をねじこむ。なぜなら書物はルソーの政治と關する論文を草稿・斷片をも含めて集大成したもので大變便利である。カオーンの解釋はやへ難いが、かく綿密にテキストを編纂し各々につけて考證をなした業績は不變である。たゞガオーンのルソー解説の概略は民約論に關する限り稻富榮次郎氏「個人と社會」(ルソー民約論の研究) 理想社刊に紹介されてゐる。Léon Duguit, Traité de Droit Constitutionnel, 第一卷五八〇頁、G. Jellinek, 「人權宣誓論」美濃部博士邦譯八十一頁、この書におけるルサウネックのルソー解説は粗雑やうハシメイシ的體見と外はなう。たゞ Gierke, Johannes Althusius und die

Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien も同じくルソーを攻撃しているらしいが、幾々なことに書物を参照出来る。-(ヴァーン前掲第二卷四頁以下)

註(2) 「不平等起源論」よりの引用は本田喜代治教授による岩波文庫第十一版の譯文を使用させて戴いた。従つて頁數は同書による。

註(3) ルソーの「政治經濟學」からの引用文はヴァーン前掲書第一卷所載のテキストより筆者が譯出したもの。なほ「政治經濟學」全體についての解説は河野健二助教授ルソー「經濟論について」(經濟論叢第六十五卷五六頁以下)がある。

註(4) ヴァーン前掲テキスト二四一頁、なほかゝるルソーの説明からは彼が社會有機體説をとつたかのごとく考へられるが、それを克服していきことについては林惠海教授「社會有機體論の研究」(平野書房刊)第二章「ルソーの *corpo politique* に於ける機械體觀」に精しい。

註(5) ヴァーン前掲テキスト二四一—二四二頁。

註(6) ヴァーン前掲二四四—二四五頁。なほこの部分は民約論草稿にそのまま取入れられている。

註(7) ヴァーン前掲第一卷四三四頁以下の「民約論草稿」についての解説参照。

註(8) ディドロ自身がこの論文の最後の節で、「既述のこととを注意深く考慮するなら次のこととが到るであろう。」と述べて要約している部分を参考までに譯出する。

(1) 彼の特殊意志しか聞かない人は人類の敵である。(2) 一般意志は各個人にあつて悟性の純粹行爲であり、それは情念(passion)が沈黙するときに人間が同胞に要求し得るもの、及び同胞が彼に要求し得るもの根據付ける。(3) この人類の一般意志と共通の欲望の考慮は個人の個人に對する行爲の規則であること、また同じ社會において彼が構成員である社會に對する個人の行動及び彼が構成員であるその社會の他の社會に對する行動の規則である。(4) 一般意志に服従することはあらゆる社會の絆である。(略)(5) 法はすべての人のために作られねばならぬ。一人のためにではなく。(略)(6) 一つは一般的であり、一つは特殊的である二つの意志の中で一般意志は決して誤まらない。人類の幸福のために、立法權が何れの意志に屬すべきか、その特殊意志が一般意志の權威と不可侵性とを結合している神聖な人間にいかなる尊敬を拂はねばならぬから、それは常に一般意志と全人類の共通の欲望に關係するから。(8) 省略(ヴァーン前掲書四三一一三頁)

III

われわれは、「不平等起源論」と「政治經濟學」を検討した結果、「民約論」を構成する基礎的思索が既になされていることを見た。これらをルソーがいかに民約論において體系的に表現したが、何故に民約論におけるルソーが集團主義者と誤解されたかと云ふ本稿の中心問題には入ろう。

ジャネットが「民約論」を説明するに先立ち「ルソーの計畫は政治の第一次的諸觀念に逆かのぼることであつた。ちょうど一世紀前にデカルトが我々の認識の體系のすべてがそこから發する第一次的諸觀念を發見しようと努めたように。モンテスキューも同じ試みをした。しかし彼の諸原理は過去・現在の事實の觀察と比較に基く一般的事實に外ならず、それは歴史哲學であつた。ルソーの諸原理は社會の觀念そのものから導き出され、社會の存在の本質的條件を説明せんとする絕對的原理である、もしくはかく稱した。^(註)」と最初に述べているが、ジャネットの説明は全く正しい。ルソー自身が第一篇の冒頭で、「私は、社會組織の中に、正當にして確乎たる何等かの政治（administration）の原則があり得るものか否かを、あるがまゝの人間をとり、あり得るまゝの法律をとりて、研究して見たいと思ふ。」とやゝ誤解を與へる文章を書いているが、やはり「民約論」の目的は「政治の原則」をあく迄探求することにあつたと見るべきである。

ルソーは、人類の最初の社會について簡単にのべた後グロチウス、ホツブスに反対して奴隸權の存在を否定することから實質的に議論を始める。（民約論第一編二・三・四章）「自由を拠棄することは人間の資格を拠棄することである。」これがルソーの第一前提である。従つて專制國家はたかだか主人と奴隸の集合に過ぎず、それは政治體（Corp politique）の名に値しない。（第一編第五章）では眞の政治體＝國家はいかにして創造されるのか。（こ

の點の考察にとりかゝる前に、ルソーは自然状態から社会状態への移行の原因について簡単にふれてゐるが、この敘述は省略して差支へなかつたし、また「不平等起源論」における説明——富者がその所有を守るために國家を必要としたと云ふ——に比べるとはるかに劣つてゐる。

ルソーはこの民約論の解決せんとする基本的問題を次のじとく要約する。

「あらゆる共同の力を以つて各加盟者 (*associé*) の生命と財産を防護する聯合 (*association*) の形式、且その形式によつて各人は、全體として結合はするが、しかし自己にしか服従せず以前と同様に自由である様な——（聯合の形式）を見出すこと。かくのじときが社會契約が解決を與へる基本的問題である。」（第一編第六章）

この問題はまさにわれわれが先に引用した「政治經濟學」における問題と全く同様である。しかしこゝでは個人の自由を保障する法を創造する母體である「聯合の形式」 (*forme d'association*) そのもの、すなわち法を支くる國家自體の本質が探求されんとしており、ルソーはまさに問題を一步前進せしめたのである。

さてこゝに求められた「聯合の形式」がそれこそまさに「社會契約」 (*Contrat social*) に外ならぬ。こゝで以下社會契約をめぐる具体的な考察に移る前に「契約」と云ふ法的用語について若干考察しておこう。ルソーが果して近代的意味における契約の概念を持つていたか否かについては疑ひなく肯定に解すべきである。ローマについて多くの論述をなした彼がローマ法の知識を持つてゐなかつたとは考へられず、またモンテスキューの「法の精神」を讀んでいたことは絶対確實であるとすればこれ以上の論證を必要としないであらう。それよりも *Contrat* と云ふ語はフランス法にあつては債權・債務を生ずる雙方行為のみを指し、一般の雙方行為は *Convention* と云ふのが普通であることに注意すべきである。

〔a〕「社會契約」は契約である以上當事者が存する。それは誰と誰であろうか。こゝから「社會契約」につい

ルソーの「社會契約説」についで

ての具體的考察を始めよう。

第一編第七章の冒頭でルソーは「此の規定によって、人の聯合の行為には、公共體 (public) と個々人 (les particuliers) の間に一の相互的約束 (un engagement réciproque) が含まれてゐること、並びに、各個人 (chaque individu) は言はゞ自分自身と契約したのだから、二重の關係で約束を結んでゐること、即主權者 (souverain) の一員として人は各個人 (les particuliers) と、國家 (l'Etat) の一員としては主權者に約束してゐることがわかる。」と述べてゐる。以上の引用を分析すると、(1) 契約當事者は公共體 (public) と個々人 (les particuliers) である、(2) この契約は相互的約束を含む故雙務契約であると云ふことが知られる。こゝでルソーが「社會契約」を説くとき既に公共體 (public) の存在を前提してゐることに注意せねばならない。すなわち、ルソーは「社會契約」によつて、今まで孤立してゐた個人が共同生活を營むための社會を作つたと云ふようなことを全然考へてをらず、かゝる社會 (ルソーのこゝで云ふ public) ——その性質について厳密な敍述はしていないが——を前提として、政治的社會 = 國家の成立を論じてゐるのである。かく理解しなければ、「けれども政治體或は主權者は、社會契約の神聖性からのみその存在を引き出したものであるから……」と云ふ上記より一節後の文章は全く不可解となる。「二重の關係で約束を結んでゐる……」の文章も難解であるが、こゝでは約束する (engager) と云ふ動詞を使ひ契約する (contracter) と云ふ動詞を使つてゐなる。すなわち「二重の關係で」以下の文章は社會契約についての（特に當事者についての）法的説明ではなく、その實質的意義を述べてゐると理解すべきである。すれば公共體 (public) を構成するのは各個人であるから「二重の關係」が成立すると云ふことにな

しの蘇につづくルソーは、社會契約から本質的でない部分を除くと、それは次のむく要約されると云ふ。

「われわれのうちの各人は、その人格(personne)のみのすべての力(puissance)を共同に(en commun)一般意志の最高の指導(Suprême direction)の下に委ね・そしてわれわれは、全體の不可分の部分として各人(chaque membre)を團體的(en corps)再び受けふる。」(第1編第六章)

契約の内容をなすものは第一に、各人がその人格をその力のすべてを一般意志の指導の下に委ねると云ふことである。前記引用文の前半はそれ自體で充分理解し得るものであるが、この文章に先立つてルソーは説明をなしでゐる。この説明は草稿には存在せず後に加へられたものであり餘計なことをしたのであるが、決して間違つたものではない。しかしこの誤解を招いたのであつた。すなわち、ルソーは「この諸條項は正しく解すると全く一つの條項に歸する・すなわち各聯合成員は彼のすべての權利と共に自己を全く共同體に譲り渡す(alienation total de chaque associé) ふさぐことである。」と述べたのである。この文章をとふくと、たとへばジヤネーは「人が最初に全人格を抛棄した時にいかにして自分自身と契約出來ようか?」と云ひ、ヴォーンは「人間人格の絶滅」であると攻撃を加へる。しかしながらかゝる攻撃はあまりにもルソーの使用した言葉にとらはれた皮相な解釋であることは明らかである。ルソーの眞意は第八章後半に述べてゐるむく、「人間が社會契約によつて失ふものは、彼の自然的自由と、彼の心を引き彼が獲得し得るすべてのものに對する無制限の權利(droit illimité)であり、彼の得るところのものは、市民的自由と彼が所有する一切のものに對する所有權(la propriété)である。」と云ふにあつた。すなわち、各人の讓渡するのは、その人格と所有物に對する事實上の支配であり換言すれば實力による支配を斷念することに外ならぬ。社會契約の内容の第二をなすものは上記引用の中に示されてゐるむく、公共體——社會契約の締結と共に政治體となる——は個人の市民的自由の保障をなす義務がある

と云ふことである。この義務すなわち國家の目的を果すためには、第一の内容から論理的に出でてくることであるが、各人が一般意志（すなわちその表現である法律）に服従する必要があり、従つて社會契約の中には、一般意志に服従するのを拒むものは、團體全體の力で服従を強制されると云ふ約束が暗黙の中に含まれ、いはゞ社會契約の第三の内容をなしてゐるのである。

〔二〕社會契約の具體的内容についての考察に續いてルソーにおける主權 (*souveraineté*) の概念の検討に移る。一般的に、この主權と云ふ概念は多義的であつて、主權概念の變遷についての考察は政治思想史の中核をそゝ。まゝ形作ると云つてもよし位である。さてルソーの主權概念については、主權の最高性・不可讓渡性・分割不能を云つたとき點は、全くボーダン以來の傳統的主權概念に法技術的・形式的面では従つたものと云へる。しかしながら、彼にあつては主權の保持者は本來的に人民であり、しかも人民主權に非る國家はも早國家の名に値せぬと云ふ程に徹底した點に一つの特色がある。

ルソーに従へば主權 (*Souveraineté*) とは「一般意志の行使 (l'exercice de volonté générale)」であり (第1編第一章) かつ、一般意思の行為 (l'acte) はすなはち法であるから (第1編第六章) 結局彼の主權論は、現代政治學の云々「法主權論」をや、素朴な形で述べたものと云くよう。^{註4)} このようにルソーの國家論を理解すること、これが實は本稿の目指す結論であつたのだが、以下このわれへの理解が正しきことを論證することにしよう。

ルソーは基本的には主權＝法と考へたのであるから、主權の保持者すなわち主權とは立法權を持つ者に外ならず、しかもルソーは個人の社會的自由を保障するためには人民主權以外はあり得ないとしてゐるのだから、當然主權者は政治社會を構成した各人民に外ならないと云ふことになる。かくルソーが主權在民を前提とした法主權説をとつてゐることを理解するならば、彼が主權の「不可讓渡性」「分割不能性」その「絶對性」についてなし

てゐる説明も簡単に理解出来よう。主権の「不可譲渡性」を否定することは彼の人民主権の立場を抛棄することであり、主権が分割不能であることは主権＝法と考へる以上當然であり、その絶対性とはすなわち法の絶対性、従つて立法権の絶対性を説いたものに外ならぬ。多くの論者が問題にした「各人が社會契約 (le pacte social) によつて譲渡するものは、その權力・財産・自由の中で共同體に必要な部分のみであると認められよう・しかし何が必要であるかを判断するのは主権者だけであることも認めねばならぬ」(第二編第四章)と云ふ文章も、論理的に當然な結論である。問題は主として基本的人權の留保があつたかどうかと云ふ點であるが、ルソーの云はんとしたところを現代風に云へば、「基本的人權の内容は憲法制定権があつたかどうかと云ふ點であるが、ルソーの云はんの規定に従ふならば國民の意思によつていかようにも變じ得る。」と云ふのにほど等しい。かかるルソーの考へ方を攻撃するのは自由であるが、しかしルソーは理想の國家いはゞ自由國を考へてゐるのだから基本的人權を侵害するような立法を人民がなすことなど豫想していないわけである。かくてルソーは當時としては徹底した法實證主義者であつたわけである。既述のごとく自然法に對し否定的の思想を持つた以上法實證主義的思考に傾いたのは必然的なことではあるが。

以上ルソーの「社會契約」について検討を重ねて來たが、いまやわれわれは、この「社會契約」を一切の國家法がその妥當根據をそこに求めるケルゼン教授の言ふ根本規範にあたるものであると云ふことが出來よう。^{註6} ルソーの場合もこの根本規範としての「社會契約」そのものの妥當根據を求めるることは無駄である。これをたずねて社會契約の效力を保障するものがないとしルソーは循環論をなしていると云ふのは、根本規範としての「社會契約」が、實定法の體系を成立せしめる論理的的前提であることを理解せぬものと云へよう。^{註7} しかしながらなぜルソーがこの根本規範を「契約」と云ふ形式でのべたか、それは彼の心理主義的・主觀主義的傾向によるものであ

り、それは「眞正」ではなくば彼が個人主義者であつたからである。

註(1) ルバー前掲書目111頁。

註(2) Franz Haymann, Jean Jacques Rousseau Sozialphilosophie § 7. Der Vertragsgedanke in der Rousseauischen Sozialphilosophie 178頁以下の敘述に数々のれたところが多い。

註(3) ルーダーの君主権説については佐治謙譲教授「主権論史」五三頁以下に精しい紹介がある。ホーリスの主権論については堀豊彦教授が「國家主権の絶対性」四八頁以下に要約されてゐる。

註(4) 法主権論について今博士前掲書110頁以下参照。

註(5) タンクゼ Cloud du Pasquier, Introduction à la theorie générale et à la philosophie du Droit 111頁によると上記引用文の最後にルバーが加へた但書によりルバーの自由主義に対するした諷刺的實際的價値は消失するとなつた。

註(6) ケルヤン「純粹法學」横田博士譯 109頁以下参照。ややいに、ルバーは法について歴史説めや精密にのべたわけではな

註(7) ルバー自身がいの點（循環論なりと誤解せらるる）を豫期していたことを注意する必要がある。第11編第七章。岩波文庫邦譯六七頁。

註(8) ルバーが近代法上の契約概念を理解して、たゞどうしてはほとんど疑ひないと既に述べたがゆのたぬに、十八世紀のフランスは私法の分野ではその近代化が殆んど完璧化したことを述べておる。たゞ、ダゲサントー(D'Aguesseau)が1711年、1733年、1747年の三回にわたり111の勅令の草案をひくと、その項目・内容の多くの部分がナポレオン法典に採用されると云う事實がある。しかればルバーが活動し始めた十八世紀半ばに契約法は慣習法的と一般化してしまふといふのが出來る。そのよつた地盤がなれば草案の作られるはやむだらかである。(Association of American Law School, A general Survey of Events, Sources, Persons and movements in Continental Legal History 279p. Esmain, Cours Élémentaires D'Histoire du Droit Français, 858p 参照)。

四

ルソーの社會契約説の性格はほゞ前部までのべたところで明らかにせられた。最後にわれわれは、彼の政治理論の特色の一つである一般意志の概念について若干考察して見たい。

ルソーが「一般意志は共同の利益しか眼中におかぬが全體の意志 volonté de tous は私益を眼中におくもので個人の意志の總和に過ぎぬ」と述べたことから、單純にルソーの云ふ一般意志は形而上學的乃至は自然法的概念であるとする誤解が生ずるが、この誤解程甚しいものはない。彼が多數決原理を決して否定していないことは第四編第二章において「その性質よりしていつでも全員一致を要求する法律は一つしかない、それは社會契約である」とのべ、さらに「この原始契約 (contrat primitif) 以外の場合は多數者の投票は常に他のすべての人を拘束する」とのべてている點から全く明らかである。とすれば何故にルソーは多數者の意志と云はずに「一般意志」と云ふ語を法定立に關して使用したのであらうか。その理由は二つある。第一は、多數者の意思と云ふと現實に存在するその多數者の意志のみによつて立法がなされるごとく印象されることをさけるため、換言すれば、「社會契約」によつて國家の構成員は多數決に従ふことを約束している以上（第五章の最後の節参照）多數者の意志がそのまま原則として全員の意志となることを表すためである。——このことはデモクラシーの原理であつて何もルソーに始つたことではないが。第二には、そしてこの點にルソーの秀れた見解があるのだが、多數者の意志が常に公益に向はねばならぬことを指示するためであつた。^(註) そしてルソーが實質的にいかなることがらを公益と考へたかと云へば、彼の常に考へたことは貧富の不平等をさけることであつた。^(註) 少しく誇張して云へばやがて政治権力を握らんとしていたブルジョアジーのイデオロギーであつた彼は、他面すでに資本主義經濟機構のへい害を

豫見して理論を立てたのである。ロックがその政府論の中で政治社會の目的が財産の保存にあることを數回となくくり返し述べたのと比較すれば兩者の差は明らかである。また國家内に激しく對立する階級が存するときは多數決原理が行はれ難いことを指摘したことも卓見であろう。

註(1) この點をさしてルソーも自然法論者であると云ふのであれば、敢へて筆者も否定しない。しかるルソーは「一般意志」と云ふ觀念を超人間的なものとして考へたのでなく、また「一般意志」の認められぬ多數決の法的效力については、たゞかかる場合には自由が存せぬと云ふだけで、極めて實證的に考へてることに注意せねばならぬ。(第四篇第二章投票、參照)。
なほ加藤新平教授「國家權力の正統性」五〇頁以下參照。

註(2) たとへば第一編第九章の註、參照。

以上われわれはルソーの社會契約說を検討し、彼の理論の性格を法主權論であること、法實證主義的思考に貫かれていることに重點をおいて解明せんとした。しかし紙數の關係で甚だ不十分であることを認めざるを得ない。

最後に彼の政治理論の缺陷は、云ふ迄もなく直接民主政を固執した點にあり、これ丈は辯護の餘地が殆んどない惜しむべき誤りであつたことを述べておく。(一九五〇年六月記)